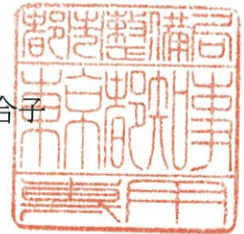


29 都市政広第 132 号  
平成 29 年 5 月 12 日

(社) 東京建設業協会 殿

東京都知事  
小池 百合子



東京都建設リサイクルガイドラインの改定について (通知)

都内では、社会資本等の整備及び更新等に伴い、大量の建設副産物が発生していますが、東京の持続ある発展と都民の安全で豊かな生活を確保していくためには、建設資源の循環利用を進めていく必要があります。このため都は、「東京都建設リサイクル推進計画」を定め、積極的に建設資源循環に取り組んできたところです。

このたび、東京都建設副産物対策協議会において、下記のリサイクルガイドラインを改定しました。

貴職におかれましては、工事発注に際し本ガイドラインを参考として、さらに積極的に建設資源循環に取り組まれますよう、ご協力をお願いいたします。

記

1 ガイドライン

- (1) 東京都建設リサイクルガイドライン
- (2) 東京都建設リサイクルガイドライン (島しょ地域版)
- (3) 東京都建設リサイクルガイドライン (民間事業版)

2 適用

平成 29 年 4 月 1 日以降に起工する工事等に適用する

※ ガイドラインは、都市整備局ホームページでご確認下さい。

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>

連絡先

都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当 深沢、佐々木、五月女
電話 03-5388-3231 (直通)
内線 30-235

